

【様式】

## 租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	介護医療院の創設等に伴う税制上の所要の措置	
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(国税9)(法人税:義)(地方税6)(法人住民税、法人事業税:義)
		② 上記以外の税目	—
3	内容	<p>《制度の概要》</p> <p>平成 29 年の地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による介護保険法改正(以下「法改正」という。)により、今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズに対応するため、日常的な医学管理が必要な要介護者の受入れや看取り・ターミナルケア等の機能と、生活施設としての機能とを兼ね備えた新たな介護保険施設として、介護医療院を創設した。併せて、介護医療院創設に伴い、生計困難者に対して無料又は低額な費用で利用させる事業に係る社会福祉法の規定を整備した。</p> <p>このため、介護医療院及び無料又は低額な費用で介護医療院を利用させる事業について、法人税の非課税等の税制上の所要の措置の対象とした。</p> <p>併せて、介護療養型医療施設の設置期限については、現行制度上平成 29 年度末となっているが、法改正において、令和 5 年度末に延長することとしているため、介護療養型医療施設に関して現在認められている税制上の所要の措置について、延長した。</p> <p>《関係条項》</p> <p>租税特別措置法第 26 条第 2 項第 2 号及び同項第 4 号、租税特別措置法施行令第 25 条の 17 第 5 項、第 40 条の 2 第 2 項、地方独立行政法人法施行令第 6 条第 1 項、地方税法第 72 条の 23 第 3 項第 2 号及び同項第 4 号、第 701 条の 34 第 3 項第 9 号、地方税法施行令第 37 条、第 50 条、第 56 条の 26</p>	
4	担当部局	厚生労働省老健局老人保健課、社会・援護局総務課	
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和 4 年 9 月 分析対象期間:平成 30 年度～令和 3 年度	
6	創設年度及び改正経緯	平成 30 年度に創設。 法改正により、新たな介護保険施設として介護医療院を創設することとしたため。	
7	適用期間	平成 30 年 4 月 1 日から	
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 介護医療院に関する税制上の所要の措置を講ずることにより、質・量

			両面にわたり、介護サービス基盤の整備を図る。
			<p>《政策目的の根拠》</p> <p>「療養病床の在り方等に関する特別部会」の「療養病床の在り方等に関する議論の整理(平成 28 年 12 月 20 日)」において、「今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応、各地域での地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域の実情に応じた柔軟性を確保した上で、必要な機能を維持・確保していくことが重要である。」「こうした基本的な方向性を実現していくためには、介護療養病床の『日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ』や、『看取り・ターミナル』等の機能を維持しつつ、その入院生活が長期にわたり、実質的に生活の場になっている実態を踏まえて、『生活施設』としての機能を兼ね備えた、新たな施設類型を創設すべきである。」とされた。</p> <p>以上を踏まえ、介護医療院の創設を含めた法改正を行ったところである。</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>基本目標 X I</p> <p>高齢者ができる限り自立し、住み慣れた地域で自分らしく、安心して暮らせる社会づくりを推進すること</p> <p>施策大目標 1</p> <p>高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう必要なサービスが切れ目なく包括的に確保される地域包括ケアシステムを構築すること</p> <p>施策目標 1-4</p> <p>介護保険制度の適切な運営を図り、介護分野における生産性の向上等により、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ること</p>
		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>介護医療院に関する税制上の所要の措置を講ずることにより、質・量両面にわたり、介護サービス基盤の整備を図る。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>介護医療院に関する税制上の所要の措置を講ずることにより、質・量両面にわたり、介護サービス基盤の整備につながるため、当該措置は有効である。</p>
9	有効性等	① 適用数	平成 30 年度 113 施設、令和元年度 301 施設、令和2年度 562 施設、令和3年度 662 施設 (全て 12 月時点)
		② 適用額	— (適用額については、開設主体や収益により異なるため、把握することは困難)

		③ 減収額	— (減収額については、開設主体や収益により異なるため、把握することは困難)
		④ 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 介護医療院の開設数は、令和3年12月時点で、662施設であり、介護医療院の整備は着実に進んでおり、介護サービス基盤の整備が図られていると言える。  《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 — (他の介護保険施設においても同様の措置が講じられており、当該租税特別措置等による直接的な効果を記載することは困難。)
		⑤ 税収減を是認する理由等	介護医療院に関する税制上の所要の措置を講ずることにより、質・量両面にわたり、介護サービス基盤の整備につながる。
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	介護医療院は、医療・介護サービスを一体的に提供する介護保険施設であるため、他の介護保険施設と同様に、各種税制措置を講ずることは妥当であると考えます。 また、税制上の措置を講ずることによって、慢性期の医療・介護ニーズに対応することができることから、国民の保険医療の向上及び福祉の増進を実現することができる。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
11	有識者の見解		—
12	評価結果の反映の方向性		評価結果を踏まえ、当該措置を継続する。
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成29年8月